

令和7年5月8日

認可保育施設開設の提案募集案内

1 趣旨

保育ニーズの増加が見込まれるため、私立認可保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育施設等）の開設提案を募集します。

2 募集件数

1か所

開設可能時期、土地・建物の状況や周辺状況等を勘案し総合的に判断します。

3 募集対象地域

・東武東上線「みずほ台駅」を中心に半径約1km圏内（優先）

※上記地域が望ましいですが、上記以外でも相談を受け付けます。

4 募集条件

(1) ご提案時に認可保育施設の運営実績が3年以上ある保育事業者であること。

※必要に応じて既存施設の視察を行う場合があります。

(2) 既に建物や土地の所有者と協議をしており、当該物件・土地の賃借や取得を行うことが可能であり、別添「認可保育施設整備の手引」に定める設備の基準に適合する物件を賃借、改修、創設できること。

※特に「2か所2方向避難経路の確保」、「新耐震基準又は耐震補強済み」及び「当該物件に係る検査済証等の必要書類」については必ずご確認願います。

(3) 定員

保育所及び認定こども園：保育定員60人以上が望ましいです。

小規模保育施設：19人が望ましいです。

※定員については、多い方が望ましいため、原則保育所または認定こども園を優先しますが、別途協議に応じます。

※小規模保育施設を検討する場合は6その他(2)をご確認ください。

(4) 令和9年4月1日までの開設が望ましいです。

※令和9年4月1日以降の開設についても相談を受け付けます。

※年度途中開設の場合は、職員確保が難しいと考えられるため、職員確保策について、より具体的なお提案をお願いします。

5 提案方法

まずは保育課保育係にお電話ください。ご提案内容の概要をお伺いします。
電話：049-252-7105（平日午前8時30分～午後5時00分）
その後、必要に応じて資料をご持参いただき、詳細をお伺いします。

【ご提案内容の確認事項例】

- ・法人として保育施設の運営実績
- ・開設予定地域
- ・建物や土地の所有者との協議状況
- ・希望する定員
- ・建物の図面（面積や非常口の位置）
- ・建物の竣工年月、建物賃借料

【決定後の流れ】

ご提案の物件（場所）で認可保育所を開設すると決定した場合は、埼玉県への認可手続きに向け、保育所図面等をご提出いただきます。詳細は、決定した場合にお知らせします。

6 その他

- （1）整備について詳細は、別添「認可保育施設整備の手引」をご参照ください。
- （2）小規模保育施設については、3歳児クラス以降の受け皿（連携施設）の確保が見込める場合に限り検討します。

富士見市子ども未来部
保育課保育係
電話：049-252-7105